

## 規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	漏えい等報告及び本人通知の義務化	
規制の区分	新規	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	vii	
規制の目的、内容及び必要性	<p>個人データの漏えい等発生時における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知について、現行法においては義務付けられておらず、行政指導指針(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号二)として定められた告示(個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号))により求められているのは、あくまで任意の措置としての対応にとどまる。</p> <p>当該告示による報告件数については、増加傾向にあるものの、法的義務がないために報告が行われない場合もある。そのような場合、何らかの別の端緒がない限り、個人情報保護委員会が漏えい等の発生を把握することはできない。</p> <p>また、本人への通知についても、同様に、法的義務がないために行われないことがある。</p> <p>したがって、個人データの漏えい等が発生した場合、委員会においては、事実関係を早急に把握した上で、必要な措置を講じるべく、個人情報取扱事業者に対し、個人データの漏えい等の発生時における委員会への報告を義務付ける必要がある。また、本人において、漏えい等の発生を認知することができなければ、必要な措置を講じることができないことから、個人情報取扱事業者に対し、個人データの漏えい等の発生時における本人への通知を義務付ける必要がある。</p>	
直接的な費用の把握	費用の要素	
	(遵守費用)	今回の法改正では規制の概要を定めることとしており、今後、政省令の制定段階で具体的な対象や範囲を検討することになっているため、現段階では発生総数等を予測することは困難
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		